### 4-②交通事故・速度違反等

## 事例

運動部の顧問であるA教諭は、休日、勤務校で行う練習試合のため、早朝学校に向かっていた。早く着くように計画していたが、支度に時間がかかり、家を出る時刻が遅くなってしまった。

集合時刻に間に合わせるために、最高速度が時速 60 kmの国道を時速 100 kmで走行し、 自動速度取締り機により速度を記録された。

後日、警察からの連絡により取り調べを受け、時速 40 kmの速度超過により短期の免許停止となった。その後、検察庁による取り調べを受け、略式起訴となり、罰金の支払いを裁判所より命じられた。

## 【E教諭の考え】

普段は、集合時刻の 15~20 分前に到着するように考えて目覚まし時計を設定しているが、その日だけ、ちょうど到着するように設定してしまった。支度が遅くなってしまい時間に余裕がなく、交通量が少なかったこともあり、いつも以上にアクセルを踏み込んでしまった。自動速度取締り機も普段は確認していたが、その日は焦っていたこともあり、確認を忘れてしまった。

| 「老さてひましょう」                                   |
|--|
| 【考えてみましょう】                                   |
|  |
| ○出張等がある教職員に対して、管理職をはじめ、周りの教職員はどのような対応をするがある。 |
| ればよいと思いますか。                                  |
| ○運転免許状の失効等を防ぐためには、どのような対応をすればよいと思いますか。       |
|  |
| ○交通事故や速度超過等を防止するために、あなたはどのようなことを心掛けていこう      |
| と思いますか。                                      |

### 【交通事故・速度超過等の防止に向けたチェックシート】

交通事故等による責任や周囲に与える影響について理解し、自家用車は、運転の仕方次第で人命を奪う凶器になるということを認識しているか。

出勤時刻や集合時刻に遅れることに気をとられて事故を起こすことのないように、早めに家を出るようにしているか。

追突事故を防ぐため、車間距離を十分に保つようにしているか。

速度違反は死亡事故につながる可能性のある大変危険な行為であることを自覚しているか。

交通ルールを遵守して、安全運転を心掛けようという意識を持っているか。

## 【その他の事例】



B教諭は、休日に予約していた美容院に向かうため、自家用車で国道を走行していた。自宅を出発する時刻が遅くなり、美容室の予約時刻に間に合うように走行していたところ、自動速度取締機により法定速度を超過する速度を記録された。

職員Cは、自家用車で出勤途中に県道を左折しようとしたところ、後方から横断 歩道を自転車で走行してきた中学生に気付かず接触した。中学生は救急車で病院へ 運ばれ、右手首骨折により全治3か月と診断された。

D教諭は、退勤後に保育園に通う子供を迎えに行くため、急いで自家用車を運転していた。保育園の近くまで来て、右折をして保育園の駐車場内に入ろうとしたところ、反対車線を直進してきた大型バイクと衝突し、大型バイクの運転手は全治6か月の大けがを負った。

## ※参考

## 【栃木県教職員懲戒処分の基準】

- 5 交通事故·交通法規違反関係
- (4) 飲酒運転以外での交通事故等
  - ウ 無免許運転、著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした教職員は、停職、減 **給**又は**戒告**とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こし、措置義 務違反をした教職員は、**免職、停職**又は**減給**とする。

### 【主な関連法規】

# 道路交通法

#### (最高速度)

第二十二条 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

#### 【一般道路の速度超過の違反点数と反則金額等】

| 反則行為の種別           | 点数  | 反則金額(普通車) |
|-------------------|-----|-----------|
| 5 0 km以上          | 1 2 | 裁判        |
| 30km以上50km未満      | 6   |           |
| 25km以上30km未満      | 3   | 18,000円   |
| 20km以上25km未満      | 2   | 15,000円   |
| 1 5 km以上 2 0 km未満 | 1   | 12,000円   |
| 1 5 km未満          | 1   | 9,000円    |

#### (免許の失効)

第百五条 免許は、免許を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときは、その効力を失う。 (無免許運転等の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

## 運転免許証の有効期限の確認 忘れていませんか?

交通事故や交通違反等を起こしてしまうと、高い説明責任が求められます。無免許運転、 車検を受けていない車や保険に加入していない車の運転も同様です。

自家用車を使用する場合は、交通法規の遵守はもとより、運転免許証の有効期限の確認、 車両整備や保険加入の状況等に細心の注意を払いましょう。

実際に、本県や他県において、次のような事案が発生しています。

当該職員は、運転免許の更新を失念していた。運転免許証は財布の中に入れていたが、ある日財布ごと紛失し、警察署に運転免許証の再交付の申請をした際に、失効していることに気付いた。6か月もの間、運転免許状が失効している状態で自家用車を運転し、通勤していた。

当該職員は、運転免許証の更新を失念し、1年後にそのことに気付いたが、管理職への報告や所定の手続きをせず、3年以上無免許の状態で自動車を運転していた。さらに、使用していた自家用車の車検を行わなかったため、自賠責に加入できず、無車検・無保険の状態で運転をしていた。

当該職員は、運転免許証が失効したことに気付かないまま、令和3年3月から令和3年4月までの間、通勤等のために自家用車を運転した。退勤時に追突事故を起こし、現場検証で運転免許証の提示を求められ、有効期限が切れていることが判明した。